科研費

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 18 日現在

機関番号: 11501

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2015~2017

課題番号: 15K03308

研究課題名(和文)東アジアにおける反人身売買対策のネットワーク分析

研究課題名(英文)A Network Analysis of Anti-Trafficking Measures in East Asia

研究代表者

中村 文子 (Nakamura, Ayako)

山形大学・人文社会科学部・准教授

研究者番号:80555243

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、国際規範を地域レベルに普及・履行する過程での地域機構の役割とリージョナル・ガヴァナンスを分析するものである。規範普及の課題の一つとして反人身売買規範を取り上げ、地域機構と政府、国際機関、NGOのネットワーク形成を分析する。欧州連合で展開される市民社会を取り込んだ人身売買対策をめぐるプログラム等を参考に、東南アジア諸国連合における対策の進捗状況と問題点、さらに国連や国家、NGOの力関係を水平に展開する新しいネットワーク形成についても確認した。また、「安全保障化」をキーワードに、北東アジアにおける人身売買の問題の認識の違いと協力枠組みの形成が困難なことも明らかにした。

研究成果の概要(英文): This research has focused on the role of regional organizations in the process of diffusion and internalization of global anti-trafficking norms. In this regard, this project has looked at past regional initiatives taken by the European Union to build networks between international organizations, governments and NGOs to address the problem of human trafficking. These insights have applied in the analysis of similar initiatives taken by the Association of Southeast Asian Nations and its efforts to craft broad coalitions to coordinate the fight against human trafficking between states, civil society actors and regional organizations. In addition, this research has applied the concept of 'securitization' to explain differences in perception and policy outcome with regard to human trafficking as they evolved in the Southeast and Northeast Asian sub-regions.

研究分野: 国際関係論

キーワード: 人間の安全保障 地域機構 リージョナル・ガヴァナンス 安全保障化

1.研究開始当初の背景

(1)冷戦終焉後、「人間の安全保障」が着 目されるようになり、1994年に国連開発計画 (UNDP)は『人間開発報告書』の中で、「人 間の安全保障」概念を明確化した。2000年に は国連で「ミレニアム宣言」が採択され、貧 困や難民、子どもをめぐる問題の解決が国際 社会の目標として掲げられた。その人間の安 全保障の一つとして、本研究では性的搾取を 目的とする女性や子どもを対象としたグロ ーバルな人身売買に着目した。国際社会は 2002 年にグローバルな反人身売買条約であ る「人身取引議定書」の形成と採択に成功し たが、国際レベルでこのような規範形成がな されているにも関わらず、この問題の深刻な 状況はなくなってはいない。統計によれば、 国境を越える人身売買の被害者は年間 80 万 人で、その多くが性的搾取を目的とした人身 売買であり、女性や子どもの被害者が多く含 まれている。したがって、国際法の枠を越え て反人身売買の規範形成や普及、実行が必要 である。これまでの研究では、人身売買の構 造的要因とグローバルな規範形成・普及に関 して論じるなど、グローバル・ガヴァナンス における国際機構や国家・非国家主体による 反人身売買の規範形成・普及に着目してきた。 そしてグローバルレベルからの直接的な規 範普及ではなく、各地域に適応した政策や規 範のローカリゼーションが普及プロセスを より促していることを解明してきた。こうし た分析による人身売買対策に関する EU と ASEAN の実務者や各地域の NGO と政府関係 者の聞き取り調査に基づいて、地域機構と反 人身売買政策形成の過程について説明した。 そこではガヴァナンスの地域化、すなわち地 域機構が規範普及・内面化の過程において、 規範企業家であり、規範の通訳者(norm interpreter)としての役割を担っているこ とを議論した。 例えば 1997 年に EU が打ち出 した「Daphne」プログラムから分かるように、 EU は協力枠組みの形成者としての役割を担 い、国家やNGOと共に有力な反人身売買対策 ネットワークを形成している(Locher 2007、 Montoya 2008)。これは人身売買に対して NGO 間の連携を活発化させ、一体化した包括的ア プローチを展開するだけでなく、資金を提供 することで capacity building を促し、人身 売買の情報提供や研究を発展させるもので ある。また、ASEAN が 2006 年に発表した F ASEAN Responses to Trafficking in Persons: Ending Impunity for Traffickers and Securing Justice for Victims」等も取 り上げることができる。しかし、以上の説明 の根拠となる国際機構、国家、市民社会との 関係は協力的である一方、対立も生じている (Nakamura 2014)。従って EU における対策 の分析を受けて、東アジアでのネットワーク 形成に焦点をあてて分析する必要がある。

2.研究の目的

本研究は、例えば EU における人権裁判所に よる人権規範の普及に関する研究 (Moravcsik 2000) などを参考に、EU の対策 の成果を踏襲しながら、反人身売買対策の展 開を説明し得るネットワーク分析(Kahler ed. 2009; Slaughter 2005) を出発点とし、ASEAN 地域における人身売買対策の分析を目的と するものである。その際、東アジアにおける 国家を分解して、政府、市民社会、国際機構 の間のネットワーク形成の過程およびネッ トワークの在り方のみならず、警察や裁判官 等のよりミクロなレベルのアクターも分析 対象とし、反人身売買規範の普及を妨げる要 因、および促進するする要因を分析する。規 範普及プロセスにおいて、これまでの地域機 構からのリージョナリズムのみならず、リー ジョナイゼーションを構成する、よりミクロ なアクターの有用性を考察し、規範普及およ び人身売買といった国境を超える問題解決 にどのような影響を及ぼしているのかにつ いて考察する。したがって、本研究は人身売 買対策のみならず人間の安全保障対策の答 えを提供するものである。

3.研究の方法

ネットワーク分析とコンストラクティヴィ ズム論は、規範形成・普及・内面化を理解す るために、ディスコース分析(discourse analysis)によってアクター関係を解明する アプローチである。したがって、本研究はこ のアプローチに従い、とくにタイ等における 徹底したインタビュー方法 (in-depth interview) および資料分析を用いる。2002 年に締結された反人身売買条約(グローバル 規範)が、ASEAN 地域においてどのように取 り扱われ、対策・イニシアティヴがどのよう に展開されてきたのかについて、関係者のイ ンタビューを行い、各アクター間のネットワ ーク形成が規範普及に与えるダイナミズム に着目する。同時に ASEAN 地域おける同問題 の重要なアクターである日本の対策・支援に ついても一定の示唆を提供する。

4. 研究成果

(1) 北東アジアとリージョナル・ガヴァナ ンス

規範普及プロセスに伴う地域機構の役割については、EU や ASEAN といった地域機構を中心に展開するリージョナル・ガヴァナンスにて理論的に考察した。地域統合はトップ・ダウン(「地域主義」)とボトム・アップ(「地域化」)の上下双方向からなされる。「地域主義」は政府の公式的な合意に基づいて地域機構の存続を図るプロセスである市民社会の行為主体、貿易や投資を行う経済市場の行為主体によるプロセスを意味する(Pempel 2005)。そこで、リージョナル・ガヴァナンスをより理解するために、北東アジア地域に

位置する日本・中国・韓国を取り上げ、「安 全保障化 (securitization)」をキーワード に考察した。この3ヶ国は、歴史認識問題や 領土問題、貿易・経済市場の地域統合などの 問題を抱えている。しかし、近年ではさらに 環境汚染や人身売買といった非伝統的な安 全保障問題に対処するために、地域レベル で新たな政府間協力および社会的交流が求 められている。市民社会と政府の間で、ト ランスナショナル・ネットワークが登場 し、国境を超えた協力が形成されつつある 中で、本研究では、北東アジアの人身売買を めぐる地域協力の現状を考察するため、日 中韓における人身売買をめぐる「安全保障化 (securitization)」を重要な説明変数として 検討した。その結果、日本、中国、韓国で は、それぞれ人身売買に対する捉え方が異 なっており、中国では人身売買を組織犯罪 として、韓国では売春問題として、日本では 入国管理の問題としておおむね捉えている とみることができた。それゆえ、三か国間で は「安全保障化」の形態が異なることか ら、人身売買への対応や政策も異なってく ることがわかった。北東アジアでは、人身 売買を地域で共通に取り組む問題として十 分に議論されておらず、人身売買に対する 共通の安全保障認識が未成熟であることか ら、国家を超えた協力関係を構築すること が困難であると言える。すなわち「地域的な 協力」が欠如しており、人身売買といったト ランスナショナルな問題についてはとくに 対策が不十分であることが分かった。

これらと比較すると、これまで対策を概観してきた EU や東南アジア地域は人身売買に対する共通の理解や認識は存在し、地域間協力が多かれ少なかれ展開しているということが言える。

(2)東南アジアのリージョナル・ガヴァナンス

では、東南アジアの人身売買のハブである タイ(バンコク)での現状はどうか。EU や ASEAN といった地域機構は、国際社会で合意 を得た国際規範を国内へ伝播する機能・役割 を担っている。これまでの研究で見てきたよ うに、EU における人身売買問題をはじめ女性 問題等を扱う「Stop」や「AGIS」、「Daphne」 プログラム等から分かるように、EU は協力枠 組み形成者としての役割を果たしており、EU 加盟国や EU で活動している NGO とともに有 力な反人身売買対策ネットワークを形成し ている。これは NGO 間の連携も活発化させ、 集まった情報をもとに EU を中心とした一体 化した包括的アプローチを展開することが できるだけでなく、EUがNGOや研究機関に活 動資金を提供することで、 capacity building を積極的に促す効果がある。これにより、人 身売買に関する情報提供を促し、研究をさら に発展させることができるのである。

このことは、グローバル・ガヴァナンスに

よるグローバルレベルからのトップダウンで直接的な反人身売買の規範普及ではなく、各地域に適応した政策や規範のローカリゼーションが規範普及プロセスをより促進し、有用であるということを示している。

-方、東南アジアにおいては、ASEAN 加盟 国の政府間で人身売買を越境犯罪の一つと するなど、共通の認識は形成しているものの、 EU とは異なり、主権を重視する ASEAN の地域 機構としての活動は十分なものとは言い難 い。そのような東南アジアの地域機構の役割 を埋めるように、深刻な人身売買地域である 大メコン川流域地区 (GMS) において、UNDP をはじめとする国連機関の人身売買をめぐ る合同プログラムが立ち上がり、現地に入っ て活動している。たとえば、現地の政府や NGO 等の市民社会の行為主体との連携・ネットワ ーク形成を試みるこのプログラムは、これま での国際社会からの規範・政策のトップ・ダ ウンから、より「地域」に主眼を置くという 意味で評価することができる。また、プログ ラムでは関係国政府に資金援助しながらそ れを実行してきたが、2014年からプログラム を若干変更し(UNIAP から UN-ACT ヘプログラ ム名も変更して)関係国政府に自力での問題 解決を促すようになった。同プログラムの資 金不足等という背景もあったが、国連として は、問題に対処する最初の道筋をつくり示す ことによって同地域への貢献を試みたので ある(UN-ACT Regional Project Manager へ インタビュー調査、バンコク UN Office、2018 年3月)。

一方、タイの NGO は、それぞれ NGO 同士で協力し、必要であれば国際機関(たとえば国際移住機関: IOM)と協力して、被害者を出身国へ送還するなどの活動を行っている(ローカル NGO: AAT および FACE へのインタビュー調査、バンコク、2018 年 3 月 』

前述の国連のプログラムとローカル NGO との関係については、国連が参入する以前から市民社会による反人身売買活動のネットワークが数多く存在しているため、国連の参入を一方的と捉える NGO も少なくない。また、ASEAN との関わりも希薄であり、人身売買対策における地域ガヴァナンスが十分に機能していないことが確認できた。EU のような市民社会と国家、国際機関のネットワーク形成はまだまだ困難にみえる。

そんな中、本研究において、東南アジアを中心に反人身売買に関する世界規模の新しいネットワークが誕生していることも確認できた(NGO: Freedom Collaborativeへのインタビュー調査、バンコク 2018 年 3 月)。昨今のインターネット技術を用い、反人身売買運動を展開している NGO や研究者、被害者や支援者など、国境を越えて関係者を繋げることによって情報を共有している。これにより、バンコクで国連が中心で展開されているネットワーク等、国際機関や国家と市民社会との関係に敏感なネットワークではなく、水平

なネットワーク形成が期待できる。新たな capacity building も促されることになり、 今後、強力な反人身売買ネットワーク形成の 一端を担うことになると期待できる。

(3)本研究の展望

今後、このような東南アジア・北東アジアに おける反人身売買のネットワーク分析研究 をさらに前進させるために、これまで分析し てきた EU のみならず、多様な政治体制国家 を包摂しながら機能している米州の地域機 構である米州機構(OAS)および米州人権委 員会・米州人権裁判所の取り組みも比較した い。欧州人権条約や国際人権法を意識し、民 主主義の成熟度合いが様々な国家が集まる 中で、どのように人権規範を普及し遵守して いるのか。そのための地域機構とアクター間 の連携・ネットワークはどのように展開され ているのか。これまでの国際規範をめぐる地 域化の研究(たとえば、中井愛子「主権国家 体系と国際規範をめぐる地域的構想-十九世 紀ラテンアメリカの法的地域主義」『国際政 治』189号、2017年、pp.65-80)や米州人権 裁判所の活動に対する評価(Cavallaro & Brever 2008、IACHR 2013) 等を参考にしな がら、米州機構と国連、加盟国および市民社 会とのネットワークを分析する。そして、EU および OAS の対策の成果を踏襲しながら、反 人身売買対策の展開を説明し得るネットワ ーク分析(Kahler ed. 2009、Slaughter 2005) を出発点とし、ASEAN 地域および東アジアに おける人身売買対策の分析を課題とする。本 研究の今後の貢献が、人身売買対策のみなら ず人間の安全保障対策の答えを提供するも のであることを目指す。

<引用文献>

Cavallaro, J. L. & Brever, S. E. "Reevaluating regional human rights litigation in the twenty-first century: The case of the Inter-American Court," American Journal of International Law 102,pp.768-827, 2008.

IACHR, "Human Rights of Migrants and Other Persons in the Context of Human Mobility in Mexico." 2013.

Kahler, M. ed. Networked Politics: Agency, Power, and Governance. Ithaca: Cornell University Press, 2009.

Locher, B. Trafficking in Women in the European Union: Norms, Advocacy-Networks and Policy Change, Wiesbaden: VS Wissenschaftsverlag, 2007.

Montoya,C. "The European Union, Capacity Building, and Transnational Networks: Combating Violence Against Women Through the Daphne Program." International Organization, Vol.62, No.2, pp.359-372, 2008. Moravcsik, A. "The origins of human rights regimes: Democratic delegation in postwar Europe." International Organization 54.02 pp. 217-252, 2000.

Nakamura, Ayako, "Human Trafficking and the Crafting of Regional Governance in East Asia: Trends and Policies," in Benny Teh Cheng Guan ed., Globalization, Development, and Security in Asia: The WSPC Reference on Trade, Investment, Environmental Policy and Economic Integration, World Scientific Publishing Company Inc., 2014.

Pempel, T. J. ed. Remapping Asia: The Construction of a Region, 2005.

Slaughter, A.M. A New World Order. Princeton: Princeton University Press, 2005.

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計 1 件)

中村文子、国連機関とジェンダー・センシティヴなリージョナル・ガヴァナンス-大メコン川流域地区における人身売買対策とUNIAPを事例として-、国連研究、第 16 号、2015、査読有、pp.105-122

[学会発表](計 3 件)

<u>中村文子</u>、規範普及の地域政治-東アジアにおける反人身売買対策を事例として-、日本平和学会、2017

<u>Nakamura, Ayako</u>, Regional Cooperation and Securitization of Human Trafficking in Northeast Asia, The 7th annual KAPS-ASPOS Joint Conference, 2016.

中村文子、国際組織犯罪と反人身売買ガバナンス、グローバル・ガバナンス学会、2016

[図書](計 1 件)

<u>中村文子</u> 他、ナカニシヤ出版、国際社会 学・入門、2017、pp.117-126

〔産業財産権〕

出願状況(計件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号:

出願年月日: 国内外の別:

取得状況(計件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年月日

取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕

(報道) <u>中村文子</u>、NHK BS1「キャッチ! 世界のトップニュース」「イギリスに"売られる"アルバニア女性」(2017年3月31日放送)出演(解説)

(書評)<u>中村文子</u>、五十嵐元道著『支配する人道主義-植民地統治から平和構築まで』、 社会と倫理、第32号、2017、pp.133-138

(ポスター報告)<u>中村文子</u>、人権規範遵守の学際的アプローチ、東北大学学際科学フロンティア研究所第7回全領域合同研究交流会ポスター報告、2016

(国際ワークショップ開催)International Workshop, Interdisciplinary Approach to the Protection of Human Rights: Building Integrated Networks between Academic, State and Societal Actors, Tohoku Forum for Creativity Junior Research Program 2016, 研究代表者:中村文子

6.研究組織

(1)研究代表者

中村文子(NAKAMURA, Ayako) 山形大学・人文社会科学部・准教授

研究者番号:80555243